

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

アイサワ工業 株式会社
岡山県岡山市北区表町1-5-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年5月19日～令和4年7月18日（2ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

アイサワ工業株式会社の使用人は、令和3年11月、近畿中部防衛局発注工事の入札で、同社を含む共同企業体に落札させるため、近畿中部防衛局職員（当時）から調査基準価格などの秘密事項を入手して公正な入札を妨害したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売等妨害の疑いで愛知県警に逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>